

県内動物園にて発生した高病原性鳥インフルエンザ防疫対応

紀南家畜保健衛生所
○筒井視有 小松希

【はじめに】

令和4年11月11日、県内動物園にて高病原性鳥インフルエンザ(以下HPAI)が発生した。そこで、当施設の防疫措置および開園に向けた取組について、概要を報告する。

【発生の概要】

令和4年11月10日、当施設で飼養するあひる3羽が死亡し、施設獣医師より紀南家畜保健衛生所(以下当所)へ連絡があった。立入検査にて簡易キットによる検査を実施したところ、死亡家きん6羽、生きた家きん2羽で陽性を確認した。11月11日、紀北家畜保健衛生所にて遺伝子検査陽性を確認したため、農林水産省と協議のうえ疑似患畜と確定した(11月11日8:00)(表1)。11月16日、農研機構動物衛生研究部門により、H5N1亜型のHPAIウイルスであることを確認した。

【防疫措置】

① 殺処分

11月11日9:00、県対策本部会議にて決定後、殺処分を開始し、同日14:00に作業が完了(計63羽)した。だちょうおよびエミューは、鎮静・麻酔処置後頸静脈より薬殺を行い、アヒル・ガチョウ・コールダックは、炭酸ガスによるガス殺を行った。

② 施設内消毒

家きん舎内は、逆性石けんにて洗浄・消毒後、消石灰を散布し、家きん舎周辺には消石灰を散布した。消毒作業は、11日16:30に完了した。

③ 殺処分家きんおよび汚染物品処理

殺処分家きんおよび汚染物品については、12日5:00に焼却処分が完了し、施設における防疫措置も同時刻に完了した。

④ 制限区域および消毒ポイント

半径3km内に移動制限区域を、半径3~10km内に搬出制限区域を設定し、消毒ポイントは2箇所設置した(図1)。搬出制限区域内の採卵鶏農場にて廃鶏出荷が予定されていたため、国と例外協議を行った。搬出制限区域は11月23日0:00に(消毒ポイント1箇所撤去)、移動制限区域は12月4日0:00に解除し、全消毒ポイントを撤去した。

【疫学調査の結果】

施設から約1.2km離れたため池では、野生のカモ類約140羽が確認された。当該施設では、HPAIの国内発生に伴い、11月2日よりあひる・がちょうを舎内へ収容し、他の家きん類の屋外展示も中止し

た。飼育管理に携わる従業員 110 名のうち、10 名が発生家きん舎周辺のふれあい広場をシフト制で担当していた。従業員は施設専用の制服および長靴を着用し、踏込消毒槽にて長靴を消毒後、家きん舎へ入室していた。発生家きん舎内では、ねずみ等野生動物の痕跡は確認されなかった。

【飼養鳥に対する対応】

施設内で飼養する鳥類で衰弱が認められたため、「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」（以下動物園等指針）に基づき検査を実施したところ、11月18日（モモイロペリカン2羽）および12月7日（チリーフラミンゴ1羽）にてHPAIウイルス（H5亜型）を確認した。

【開園に向けた取組】

当施設は、11月10日より施設の一部を閉鎖し、11月11日より全面閉園を行った。防疫措置完了後、当施設より早期開園の要望があったため、関係部局と開園に向け協議を行った。動物園等指針を参考に当施設の鳥インフルエンザ防疫対策計画を作成し、関係者による現地確認後、11月25日より発生舎周辺を除くエリアを開園することとなった。

【まとめ】

県内初となる動物園におけるHPAI発生に対し、関係機関との連携により、早期に防疫措置が完了した。また、飼養鳥でHPAIが確認されたが、関係部局が連携し当施設における鳥インフルエンザ防疫対策計画書を作成することで、施設の管理体制を整備し、早期の開園が可能となった。

今後も関係機関と連携し、迅速な防疫措置のための体制を整備するとともに、県内での伝染病発生を防ぐため、農場および関係施設への指導を徹底してまいりたい。

表1 発生概要

11月10日	9:50	家畜保健衛生所へ施設より連絡 (あひる3羽死亡)
	16:15	簡易検査陽性 (死亡家きん6羽、生きた家きん2羽)
11月11日	5:30	遺伝子検査陽性
	8:00	農水省と協議、疑似患畜と確定
	9:00	県対策本部会議開催
	14:00	殺処分開始
11月12日	14:00	殺処分完了(計63羽)
	16:30	施設および家きん舎の消毒完了
	5:00	殺処分家きん、汚染物品(排せつ物、飼料)の焼却完了
11月23日	0:00	防疫措置完了
11月23日	0:00	搬出制限区域解除
12月 4日	0:00	移動制限区域解除



図1 制限区域・消毒ポイント